ロ　日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件子どもと同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件子どもと同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件子どもの生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件子どもの父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

ハ　父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

ニ　一五歳に達する日以後の最初の三月三一日までの間にある施設入所等子ども（以下「中学校修了前の施設入所等子ども」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等子どもが入所している児童福祉施設、障害者支援施設、旧身体障害者更生援護施設等、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「児童福祉施設等」という。）の設置者

(2)　(1)イ又はロの場合において、父及び母並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとした。（第四条第二項関係）

(3)　(2)にかかわらず、子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該子どもと同居している場合（当該いずれか一の者が当該子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該子どもは、当該同居している父若しくは母又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすものとした。（第四条第三項関係）

(二)　子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、(1)及び(2)に掲げる子ども手当の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額とした。（第五条関係）

(1)　子ども手当（中学校修了前の子どもに係る部分に限る。）　一万五、〇〇〇円に三歳未満の子どもの数を乗じて得た額、一万円に三歳以上小学校修了前の第一子及び第二子の子どもの数を乗じて得た額、一万五、〇〇〇円に三歳以上小学校修了前の第三子以降の子どもの数を乗じて得た額及び一万円に小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

(2)　子ども手当（中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）　一万五、〇〇〇円に三歳に満たない施設入所等子どもの数を乗じて得た額と、一万円に三歳以上中学校修了前の施設入所等子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

(三)　認定

(1)　子ども手当の支給要件に該当する者（(一)イからハまでに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとした。（第六条第一項関係）

(2)　子ども手当の支給要件に該当する者（(一)(1)ニに係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の認定を受けなければならないものとした。（第六条第二項関係）

イ　小規模住居型児童養育事業を行う者　当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

ロ　里親　当該里親の住所地の市町村長

ハ　児童福祉施設等の設置者　当該児童福祉施設等の所在地の市町村長

(四)　支給及び支払

(1)　市町村長は、(三)の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、子ども手当を支給するものとした。（第七条第一項関係）

(2)　子ども手当の支給は、受給資格者が(三)の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二四年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとした。（第七条第二項関係）

(3)　子ども手当は、平成二四年二月に前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとした。ただし、前支払期月に支払うべきであった子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとした。（第七条第四項関係）

(五)　公務員に関する特例

公務員については、所属長が子ども手当を支給するものとした。（第一六条関係）

5

(一)　費用

子ども手当の支給に要する費用の負担

(1)　子ども手当の支給に要する費用（6(二)により児童手当法（昭和四六年法律第七三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手当に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとした。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとした。（第一七条第一項及び第二項関係）

イ　各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　国

ロ　都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　当該都道府県

ハ　市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用　当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(2)　国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとした。（第一七条第三項関係）

(二)　市町村に対する交付

(1)　政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとした。（第一八条第一項関係）

(2)　政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとした。（第一八条第二項関係）

6

(一)　児童手当法との関係

児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関しては、児童手当等の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当等であるという基本的認識の下に、6に定めるところによるものとした。（第一九条関係）

(二)　受給資格者における児童手当法の適用

(1)　一般受給資格者のうち児童手当法の児童手当等の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりこれらの者に対して支給されるべき児童手当等の額（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当等の額とする。）に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当等とみなして、同法の一部の規定を適用するものとした。（第二〇条第一項及び第二項関係）